

鳥栖市投げ込み資料

平成30年6月25日

報道機関各位

鳥栖市総務課長 実本 和彦

鳥栖市長の資産公開について

政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例及び同条例施行規則の規定に基づく報告書の概要は、別紙「鳥栖市長の資産等補充報告一覧表（平成30年報告分）」のとおりです。

なお、報告書の閲覧開始が平成30年7月2日（月）午前8時30分からとなっておりますので、報道等については下記のとおりでお願いします。

記

新聞報道 平成30年7月2日（月）の夕刊から

テレビ及びラジオ放送 平成30年7月2日（月）午前8時30分以降の
放送から

（担当）鳥栖市総務課秘書係 舟越

TEL 85-3501